

朝貢体制と琉球王国

— 西里喜行とその時代(4) —

今 西 一

第5章 冊封進貢体制と琉球の〈主体〉

その後、1980年代に入ると、西里の研究は、琉球処分前後の国際関係、とりわけ清朝との関係にシフトしていった。史料的にも、先述した『琉球国評定所文書』全19巻（関東大震災などでの焼失を免れた10%の文書）が、15年かけて浦添教育委員会のもとで刊行され（2002年3月）、『歴代宝案』の復刻も沖縄県教育委員会のもとに設置された歴代宝案編集委員会・編集調査委員会によって進められたが、その中心になったのが西里である。この時期、中国でも第一歴史檔案館と福建師範大学との共同研究による中琉関係資料集が、次々と公刊された。また、西里を中心に中国と沖縄との間で、国際学術会議やシンポジウムが開催されている（西里喜行『清末中琉日関係史の研究』京都大学出版会、2005年、9頁）。

この『清末中琉日関係史の研究—琉球所属問題始末—』という論文で、西里は2004年に京都大学から文学博士を授与している。同論文は、翌05年、同名の表題で京都大学出版会から刊行されている。同書では琉球処分が、1840年のアヘン戦争から日清戦争までの長いスパンで論じられているが、琉球王国は、日本と清国との朝貢・冊封関係と幕藩体制との実質的な支配関係のなかで、独自の「自立」を保ってきたが、それは琉球処分後の「琉球分割条約」のなかでも生かされていたとする。私的には、「琉球分割条約」やイギリスの苦力貿易の問題を本格的に論じたロバート・バウン号事件などの研究を、日本の近代史に生かせれば、現在の「タコ壺」化（丸山眞男）している日本近代史を、もう少し見通しのよいものにできるのではないかと考えている。

『清末中琉日関係史』の内容 本書は、アヘン戦争から日清戦争前後に至る、半世紀の中国、琉球、日本の琉球「所属」問題を解明した大書である。序言では、まず従来の日中関係史や日朝関係史のような「二国間関係史」ではなく、「多国間関係史」の必要が説かれる。むろん19世紀の70年代に琉球王国は消滅するが、「歴史的個性」としての琉球は80年代以後も水面下で日清関係のあり方を左右し続ける」とする（4頁）。

アヘン戦争以前の東アジアの伝統的な国際秩序は、中国王朝を中心とする「中華帝国体制」の一環としての華夷秩序（メインシステム）と幕藩制の外延としての日本型華夷秩序（サブシステム）とに規定されている。両秩序は、琉球王国を介して「暗黙の裏に調整され、直接衝突のリスクを回避できる安全装置を有いたって」いた。しかし、アヘン戦争前後から東アジアの伝統的な国際秩序は動揺はじめるが、中琉日関係の諸相を、この動揺を引き起こした諸契機との係わりで検討するのが本書の第1の課題である（同頁）。

そして1870～80年代の琉球「所属」問題は、日清外交史の研究でも、「封印」あるいは「隠蔽」されてきたが、その「真相」を解明するのが第2の課題である。また日清の「外交当局とその周辺知識人の琉球問題への関わり方」とおして、その国際秩序観や対日観・対中観を検証するのが第3の課題である。最後に、清国ジャーナリズムの国際認識や対日観の特質、日清関係に琉球問題の位置づけ方、近代ナショナリズムの形成との関わりなどを念頭におきながら、清国ジャーナリズムの琉球問題の報道・論評を検討する、という4つの課題を設定している（3～6頁）。

緒論では、冊封進貢体制の3つの側面（機能）として、政治的側面としては、宗主国の属国に対する政治的支配、民族的抑圧の体制として機能するとともに、他方では「集団的安全保障体制」の側面があったことを指摘している。しかし、17世紀後半以後は、日清間の相互不干渉、あるいは琉球をめぐる潜在的対立などに規定されて、集団的安全保障システムは十分に機能しなくなった。

また経済的側面としては、制限貿易の機能を維持しつつも、東アジアから東南アジアにいたる銀流通圏の拡大に威力を発揮し、欧米列強のアジア貿易への

参入を可能にした。日清間の貿易関係について言えば、相互依存の側面と競合・対立の側面を含んでいるが、後者の側面が顕著になっていった。最後に文化的側面としては、東アジア地域内の物・人・情報の往来を保障することによって、相互の文化交流を促進し、冊封進貢体制内での各国の相互対抗意識（優劣意識）を醸成させるとともに「与国」＝同盟国としての連帯意識を共有させ、各国の「鎖国」＝海禁政策を相対化する機能を担っていた（15～17頁。）アヘン戦争以前の欧米諸国は、華夷秩序の原理を承認しつつも冊封進貢体制に参入したが、アヘン戦争を契機に、近代国際法＝万国公法の優位を主張するようになる。しかし、「力」を背景とした万国公法の〈対等制の原理〉は、東アジアにおいては、逆に不平等条約体制を創出した。そこで西里は、東アジアにおける冊封進貢体制の崩壊の時期を、5つに区分し、各時期の中琉日関係、とりわけ琉球「所屬」問題の論点を整理している（18～43頁）。

「第1編 アヘン戦争前後の国際秩序と琉球王国」

第1章「冊封進貢体制の動揺とその諸契機—嘉慶・道光期中琉関係を中心に—」東アジアの冊封進貢体制が、嘉慶・道光期にはいると、進貢船の遭難事故、漂流・漂着船の急増、偽装漂着と密貿易の増大などによって、体制内部からの動揺がはじまる（86頁）。アヘン戦争の後には、英国政府が福州の開港に成功し、英国軍艦サマラン号を琉球に派遣する。「アヘン戦争を経た後の外圧は琉球独自の外交努力で乗り切ることのできない段階に入った」。また英国は、琉球当局に、南京条約の条文を送付し、通商を要求してきた（89頁）。英国艦隊が引き揚げると、仏国艦隊が琉球に来航し、「よりストレートに和好・通商・布教を要求し、開国を迫った」（91頁）。

第2章「アヘン戦争の外圧と琉球問題—道光・咸豊期中琉関係を中心に—」アヘン戦争後、清国を「開国」させた欧米列強は、日本「開国」の前進基地として琉球に着目する。英仏側の琉球「開国」要求に対して、琉球は薩摩藩支配の実態を隠蔽し、「貧瘦の小国で交易品がない」こと、「宗主国の許可がなければ第3国との交通・貿易ができない」こと等を理由に拒絶している（147頁）。

日本側の対応としては、1840年代に薩摩藩の儒者五代直左衛門秀堯（五峰山

人)が著した『琉球秘策』を紹介して、薩摩藩は幕府と協議して、「琉球は切り捨て可能な「異国」として位置づけ」「幕藩制制国家の危機回避装置として再定義」して、「琉球の処分」が謀られていたことを明らかにする(123頁)。薩摩藩は、「積極的な「琉球開国」方針のもとに」、「大規模な琉球貿易構想を展開しようとしたが、琉球側の抵抗によって挫折した」(148頁)。

清国は、広東当局の対仏交渉を通じて琉球の日中両属の歴史と現状への認識を深める。だが、英米仏が日本開国の足掛かりとして琉球に着目しているを知って、清国の力で琉球問題を解決するのは不可能だと認識していた。これに対して、フランスは琉仏条約の締結を迫り、「薩摩(日本)の支配からの離脱を勧告した」(149頁)。アメリカは、1854年のペリー提督の日米条約交渉のなかで、那覇港の開港を要求するが、幕府は琉球を「遠隔のコントロールのできない国」として論議の対象から除外した(150頁)。しかし、日米交渉を契機として、幕府の内部でも琉球「所属」問題が論議されている。

第3章「ロバート・バウン号事件とその周辺一冊封体制の試練」従来、苦力の奴隷貿易あるいは海賊船の問題として論じられてきたロバート・バウン号事件を、伝統的な東アジアの国際秩序を、大きく転換させた事件として分析している。バウン号事件の全貌を、関係各国の史料から初めて解明した労作である。1852年3月、アメリカ船籍のロバート・バウン号が、輸送途中の中国人奴隷(苦力)の反乱によって乗っ取られ、石垣島に「漂着」した。この事件によって、「厦門の「猪仔館」において丸裸にされ動物的扱いを受けていた苦力の惨状が」清国内にも知られるようになる。

しかも清国駐在の英米外交官は、緊密な連携のもとに、多数の武装兵士を石垣島に上陸させ、琉球側当局の意向を無視して、傍若無人の苦力捕獲作戦を展開した。「東アジアの伝統的国際秩序は深刻な試練に直面したけれども、琉球当局だけでなく清国や日本(薩摩藩)も」、侵犯行為に抗議する能力を持ち合わせていなかった(235頁)。これに対して琉球当局は、「1年半以上にわたって、苦力の衣食住を世話」するが、最終的には英米艦に苦力を引き渡し、「東アジアの伝統的国際秩序の崩壊に、自ら加担」している(235頁)。しかし、「清国

側と英米側の応酬の過程で両広側総督の除廣緒が、「苦力18名の内17名に無罪を宣告」し、「英米側を糾弾したことに注目」している。ここには「ある種の「民族主義」的感情」があったとする（236頁）。

最後に、「バウン号事件が幕末日本（薩摩・江戸幕府）あるいは明治政府の対外政策にどのような影響を与えたのか」と問うている。1つは翌年に来日するペリー艦隊のサラントガ号は、バウン号事件の石垣島武装上陸の時に参加しており、薩摩藩や幕府当局は「ペリー提督の要求を拒否した場合、どのような事態が生じるか」を十分予測できたのではないだろうか(237頁)。また第2に、バウン号事件は、20年後の明治政府の台湾出兵のプロセスと「類似」していることにも注目している（同頁）。

附章 I 「琉球王国末期の内政と外国」 「第1節 王朝末期の通貨問題と薩琉関係」 1861年に、薩摩藩は、これまで1対1で通用していた銅銭と鉄銭の交換レートを、1対2に変更するという文替りを行う決定を指令した。最終的には1対32にまで高騰し、鉄銭は通貨としての意味を失い、民衆はインフレーションによって塗炭の苦しみを味わうが、「文替りを利用して農民を「瞞着」したのは、薩摩藩や琉球王府・地頭層だけでなく、寄留商人（在琉球薩摩商人）もまた同類であった」（255頁）。

「第2節 最後の冊封使の来琉と中琉関係」 1866年の冊封使の来琉は、膨大な歓迎費用による「借金」を残し、文替りとともに琉球政府の財政を圧迫した。

「第3節 日本における維新政変と琉球王国」 1871年の廃藩置県によって、琉球はひとまず鹿児島県の管轄になるが、「薩摩藩が鹿児島県に替わったことも、徳川幕府が明治政府に替わったことも、琉球にとっては、かつて経験した明朝から清朝への交替と同様に、琉球の交渉相手が替わったものと理解された」(270頁)。

しかし、1870年前後から琉球の経済・財政危機は進行し、72年に琉球藩は東京国立銀行から年利1分の低利で20万円の借入を行い、財政破綻の危機を回避している。「琉球藩の設置（建藩）にせよ、あるいは琉球館の借銀問題の解決にせよ、迫り来る廃琉置県処分への重要な布石に外ならなかったが、琉球側当局は明治政府の意図を察知しながらも効果的な対応策を講じる余裕はなかった

(276頁)。

第2編「中琉日関係の再編成期における琉球問題」

第1章「日清外交の基調と琉廃置県処分」日清間は対等・平等の立場で、1871年に日清修好条規及び通商章程を調印させるが、「この時期の両国内部の日清提携＝アジア連合論の潮流が」締結にどのように関わっているのか解明する必要がある(283頁)。しかも条約の批准・発効までには「1年半」を有しており、早くも批准・発効の1年後の74年5月には台湾出兵、75年の琉球併合(廃琉置県)と、「日清提携＝アジア連合の理念は瞬く間に色褪せ始めた」(同頁)。しかし、「西欧との対抗軸としての日清提携を志向する潮流が両国内部になお根強く存在した」(308頁)。

だが日本政府は、台湾出兵の大義名分論としての「無主地先占論」や琉球併合過程での「両属」否定論に見られるように、「万国公法を最優先させる方向に傾斜し」ていった。また国内の民権派を含めた議論も、台湾出兵には反対しても、琉球の「主権」問題については、ほとんど意見を表明しなかった。

他方、清国側は台湾出兵や琉球併合を、薩摩派の暴挙としてとらえ、大久保利通や岩倉具視を日清提携論者とみなし、明治政府内部の提携論者に期待しつつ、日清修好条規の枠内で処理しようとする志向が強かった。琉球「所属」問題については、清国の「属国」であると同時に、「自主の国」であると主張していたが、廃琉置県以後は「日清両属」論を認めるようになった。

琉球側は、明治政府の台湾出兵に反対し、日清両国を「父母の国」と称して、「日清両属」に固執する立場から明治政府の冊封進貢停止命令に抵抗し、「国際信義を守る」という大義名分を掲げて、最後まで琉球の「主権」＝自己決定権の維持に固執した(309頁)。

第2章「日清両国の琉球分割交渉とその周辺」1880年10月21日、日本に併合されていた琉球は、日清両国による分割処分の対象となる。「琉球列島を2分割して中島(沖縄島)以北を日本へ、南島(宮古、八重山)を清国へ帰属させ、あわせて日本に清国内地における通商権と最恵国待遇を与える」という提案であった(319頁)。

前米大統領グラントが、日清両国の琉球分割交渉の仲介に入るが、グラントは「琉球分割構想」を示唆したが、具体的な調停案を提示できなかった。この間に駐日米国公使ビンハムと駐日清国公使何如璋らの周辺では琉球3分割案が検討された可能性は否定できない。また琉廃置県の直後から竹添進一郎と李鴻章、李と亡命琉球人向徳宏（幸地朝常）らが水面下の交渉に入る。李鴻章は琉球2分割には反対しなかったものの、日清修好条規の改訂（内地通商・最恵国待遇の獲得）を要求する「分島改約案」には強く抵抗し、水面下の予備交渉は不調に終わった。

予備交渉の前後、「清国内では、沈葆楨・李鴻章らの割譲地返還論、王先謙の割地・両属反対論（琉球の武力奪回論）、薛福成の王先謙批判（条約にもとづく外交交渉論）、張之洞の「聯日孤俄」論などが展開されたものの、大勢は琉球2分割受け入れの方向であった」（391頁）。

「清国側は先島における琉球王国の再建を前提として国王の選定を開始し、李鴻章は天津滞在の向徳宏の意向を打診したが、向徳宏は琉球分割そのものに断固として反対の意志を表明した」。李鴻章は、日清交渉の妥結の延期を要請したが、時既に遅く「清国側は妥結の時点で10日後の調印を約束したものの、李鴻章の態度変更を契機に、清国政界では中央官僚から地方の督撫をも巻き込む大規模な調印可否論争が展開された」。「調印阻止のために決死の請願書を認めて自決した林世功（名城里之子親雲上）をはじめ、清国亡命琉球人の分割反対＝救国運動も各地で展開され」、「ついに再交渉を命じる上諭が下された」（292頁）。琉球は分割の最初の危機を免れたのである。

第3章「琉球分割条約廃案後の日清外交と琉球問題」19世紀80年代の「清国外交の最大の課題として浮上したのは朝鮮・越南問題であるが、その原点に位置する琉球問題も絶えず関連的に外交課題へ組み込まざるを得ない必然性を帯びていた」（414頁）。日清再交渉指令の上諭によって琉球分割条約の廃棄が確認された後、日清両国には「開戦論」も存在していたが、外交当局は外交的解決の方向を堅持していた。

駐清ドイツ公使プラントの書翰を契機に、81年後半以降、日本側は水面下の非公式ルートを通じて清国に働きかける。82年前半には李鴻章・竹添会談で琉

球分割条約復活のための諸条件が検討される。しかし、琉球亡命人の毛鳳来(宮川盛奎)は、琉球士族の総意として「分割条約復活反対」を李鴻章らに請願した。いったんは竹添との交渉で分割条約の復活に傾いた李鴻章も、琉球士族や総理衙門を説得できず、水面下の日清交渉も挫折に終わった。これによって86～88年の日清修好条規改訂交渉も挫折する。80年代末から90年代前半にかけての日清外交の焦点は、「表向きは朝鮮問題であったが、水面下では依然として琉球問題が重要な位置を占め」ていた(477頁)。

日清関係を左右するもう1つの問題、日清提携論について言えば、この時期、日本国内では脱亜入欧の論調が高まる一方で、日清提携論も根強く存在し続けた。しかし、李鴻章らにとっては、対日譲歩の限界は、分島・均霽条約(琉球分割条約)プラスアルファの獲得であった。しかし、清国では琉球人の清国亡命運動、救国運動が継続しており、清国内部の琉球奪還論と連動した対日強硬論や対日警戒論と呼応する可能性もあった。清国外交当局も、日清提携か日清対決か、琉球放棄か琉球奪還かで迷い続けた。

日清戦争期には琉球奪還論が台頭するが、日清戦争は清国の敗北に終わり、清国側には琉球の「所属」問題を提起する意志も能力もなく、事実上、琉球を「放棄」せざるを得なかった。ここで「日本側は、琉球「併合」を確定したことにより、琉球の「所属」そのものは解消されたものの、琉球の「主権」=自己決定権の問題について言えば、日清戦争の終結によって直ちに解消されたわけではなく、戦後もなお紆余曲折を経ることになる」(479頁)。

「第3編「清国外交官の対日観・対日論策」

第1章「郭高燾琉球自立=独立論とその周辺」「清国最初の外国常勤使節」であり、洋務派の郭高燾の琉球論策は、①琉球問題を万国公法の理念にもとづいて処理する。②清国側は特命全権大使を日本に派遣し、日清両国と欧米各国の駐日公使による国際会議を招集して協議する。③清国側は琉球の日清への朝貢を免除し、その自立=独立を国際的に援助する、の3点である(521頁)。この主張は、李鴻章や総理衙門に積極的に受け止められた時期もあったが、伝統的国際秩序=冊封体制の護持を至上命題とする清国内の論調に規正され、消極

的・否定的な姿勢に転換していった。

第2章「黄遵憲の「琉球歌」とその周辺」黄遵憲は、郭高燾よりも1世代若く、19世紀の70年代から80年代にかけて日本に滞在し、「明治維新後の日本をリアルに観察した知日派として知られている」（529頁）。外交官・変法思想家として活動すると同時に、詩人として高名であった。

長編叙事詩「琉球歌」には、1880年代の黄遵憲の琉球・日本認識が示されている。第1に、明国の冊封、薩摩の進行、明治維新、廃琉置県を、東アジアのなかの琉球史の転換として正確に認識している。第2に、「同時代の清国の知識人たちが琉球＝清国専属論に固執し客観的な史実の検討を怠っているなかで」、「琉球の両属を歴史的事実として確認していた」。第3に、「琉球の立場への同情に終始し、琉球救援の必然性が積極的に表明されていない」。第4に「廃琉置県を明治維新の一環として認識し、ある種の歴史的必然として受け止めようとする姿勢を示している」（565頁）。「亡国の民となった琉球人への限りない同情を表明しつつも、世界史的な視野に立って、琉球の滅亡をある種の歴史的必然と受け止めていた」（567頁）。

第3章「黎庶昌の対日外交論策とその周辺」1880年代「2度にわたって前後6年間駐日公使を担当した」（574頁）黎庶昌は、「経世学者・桐城派の文人」（572頁）としても有名であった。彼は、駐日公使に赴任すると、「清韓宗属関係、朝鮮属国論を主張して」「国権主義的外交を主張」する（603頁）。しかし、82～3年には、李鴻章らの対日開戦反対派を支持し、主戦派を批判する。他方、松方正義参議と尚氏世襲県令案をまとめて提案するが、李鴻章は積極的に受け入れたものの、総理衙門は拒否する。

再任後も、91年1月に再び「琉球放棄を前提とした日清同盟条約の締結を」上奏する。だが、「琉球復国のための対日開戦か琉球放棄による日清同盟という選択肢を提示して、後者を選択した黎庶昌はたしかに日清関係の新たな方向を明示したわけであるが、清国内で支持を得るに至らず、その提案は歴史の底流に沈められてしまう」（605頁）。

附章Ⅱ「王韜と『循環日報』について」「中国ジャーナリストの父」として

知られる王韜について、その略伝、『循環日報』の創刊事情、王韜研究の現状について簡潔に紹介している。

「第4編 清末ジャーナリズムの国際認識と琉球問題」

「第1章 清末ジャーナリズムの琉球問題報道と論評(I)」 「清国のジャーナリズムは琉球問題の第1段階（琉球建藩前後）からすでに明治政府政府の隠された意図に注目し、台湾事件を報道する過程で琉球問題をクローズアップさせ、さらに第2段階（中琉の通交禁止命令以後）においては、琉球「所属」問題に加えて琉球人の動向＝救国運動にも目を向け、報道・論評の対象として取り上げた。とりわけ、清国のジャーナリズムが琉球問題を取り上げるようになったのは、第3段階（廢琉置県処分前後）からである」(675頁)。

第3段階の清国ジャーナリズムは、「冊封進貢体制的国際的認識や万国公法的国際的認識を越えて、民族自決の原理を踏まえた国際認識接近をしようとする志向」が生まれていた(676頁)。とりわけ郭高燾の琉球自立＝独立論には注目すべきである。

「第2章 清末ジャーナリズムの琉球問題報道と論評(II)—琉球分割交渉の前後—」 「琉球問題が東アジア国際関係の1つの焦点となり、日清外交の重要な課題となったのは19世紀の70～80年代のことである。この時期に、清国では洋務運動の副産物として、中国人読者を対象とする多数の新聞雑誌が次々に発行された」(685頁)。

第4段階の清国ジャーナリズムの琉球問題に関する報道・論評の「主要なテーマは、①グラントの調停、②日清直接交渉（琉球分割交渉）、③日清露3国関係、④興亜会関係」の4点であった(721頁)。

とりわけ『循環日報』では、興亜会の設立をアジアの新しい連合として期待しているが、「興亜会会員の日本人たちが琉球問題を回避し、あるいは小事とみなし」ていることを批判する。「アジア振興の第一義が日清提携であるとすれば、日清提携の第一義は琉球返還」であるとする。さらに「台湾出兵・琉球翦滅を見て見ぬ振りをしながら、いかに日清の修好睦隣を称してみても、それは陰謀詭計で」と興亜会を批判する(725頁)。

第3章「清末ジャーナリズムの琉球問題報道と論評(Ⅲ)―琉球分割交渉の前後―」第5段階の報道・論評では、「日清交渉がいったん妥結して琉球分割条約の調印を目前にしながら、亡命琉球人の決死の抵抗を背景に調印可否論争が展開され、ついに清国皇帝から調印延期・再交渉を命ずる上諭が下された」。1881年3月以降、「清国ジャーナリズムの関心は主に日清再交渉の顛末、日清開戦準備の状況、琉球の現状と琉球人の動向に向けられた」(769頁)。しかし、「琉球救国請願運動での「林世功殉議事件」は、「最終的には否定され」ており、「分割阻止の使命を帯びて清国へ亡命した毛鳳来」の動向についても、その亡命目的をキャッチできなかったなど問題も多かった(772～3頁)。また、「尚泰の近況に同情的な情報を報道する一方で」、「尚泰が日本商人に依託して日本の商船会社の株を購入したという情報を伝えて」いる(774頁)。

「結語」では、アヘン戦争から日清戦争に至る時期の日本・清国・琉球および欧米列強の琉球「所属」問題への関わり方について、注目・特記すべき論点を指摘している。まず日本側の対応としては、第1に、「日本側はこの時期全体を通じて原則の方針を堅持することなく、内外の歴史的状況の変化に対応して、①琉球分離策→②琉球併合策→③琉球分割策→④琉球問題不再議策へと方針転換を繰り返している」。「日本側の方針転換の背景には、国益(安全保障や経済利権)を獲得するための手段として琉球「所属」問題を位置づけるという姿勢が1本の赤い糸のように貫いており、いわゆる民族統一の視点などは存在しなかった」(781頁)。

第2に、成立期の明治政府内では「琉球の従来の日清両属的位置を改変し「皇国(日本)の規模を拡張したいという観点から」「版籍奉還に同意させるべし」と建議した井上馨(大蔵太輔)の論策」、「清国との外交交渉を通じて琉球の日本専属を認めさせるべし」と主張する山県有朋(陸軍大輔)の論策、「琉球国王尚泰を琉球藩主として冊封するという副島種臣(外務卿)の提案などがあった。また、「琉球=日清両属の立場に立って琉球の現状を公認し琉球王国を明確に日清両属の国とみなすべし」と提案した左院の論策もあった」。この左院の論策は、「日本国内の日清連携・アジア連合論の潮流と琉球「所属」問題との関わりの一側面として注目すべきである」(781～2頁)。

第3に、「琉球分割条約がいったん廃案になった後の81年後半に、日本側は条約復活交渉の再開を清国へ主導的に働きかけ、琉球分割条約の復活に全力を傾注しながらも、この事実を記録の上では曖昧にし「隠蔽」している」(782頁)。おなじく第4に、83年8～9月の時点で琉球問題は「表向き不再議の方針」を取りながら、「水面下の外交交渉の場」では、「朝鮮問題と琉球問題を日清関係の2大懸案として位置づけ、その解決の必要性を強調している」(783頁)。

一方清国側は、第1に「アヘン戦争敗北後の清国の実力では外交交渉を通じて琉球への外圧を排除しようとしても不可能であるという結論に達し」、広州当局は「琉球独自の対英仏交渉に委ねる方針を上奏・提案した」(783頁)。第2に従来「琉球＝清国専属論の立場から、明治政府の中琉関係停止命令を批判し続けたにもかかわらず、廃琉置県処分の直後に、琉球＝日清両属論を認めるに至り、両属の琉球を清国の同意もなく一方的に処分したことを批判しながらも、琉球問題で日清国交を断絶」しなかった(784頁)。

第3に「琉球置県が断行される前後から」、郭高燾の琉球の自立＝独立論があらわれる。国内の冊封体制擁護派などの反対で葬られるが、李鴻章は83年4月の時点でも、「琉球ヲ以独立国ト為シ」日清両国の共同保護の下に置くことを日本側へ提案しようと試みている。第4に、初代駐日清国公使何如璋とその参贊官の黄遵憲、2代・4代公使の黎庶昌とその参贊官の姚文棟らは、「琉球問題を「小事」とみなす日清提携論を受け入れて、琉球放棄を前提とした日清友好・同盟論を提起した」(785頁)。

第5に李鴻章のブレーン薛福成らは、「琉球の奪還を大義名分として国内世論を軍備増強へ導き、「自強」＝洋務運動を推進することに琉球問題の意義があると論じている」(同頁)。第6に、「東アジアの政治的変動の度に琉球奪還のための対日強硬論が登場し、日清戦争の最中にも具体的な対日侵攻策が提起され、実行に移されようとしたことに注目すべきである」(786頁)。第7に清国ジャーナリズムの琉球問題への関わりを論じている。

これに対して、琉球側の「主権」(所属)問題への対応として、第1に、「アヘン戦争以前には、宗主国の清国に対しては日琉(薩琉)関係の実態を隠蔽」して

おきながら、アヘン戦争後に外圧が迫ると、清国に英仏との交渉を迫り、「清国外交の無力を知らされた後も琉球側の要求を提起して頭越しの決定を回避させ」ている（787頁）。第2に、1875年の夏、琉球に乗り込んだ松田道之の中琉関係の断絶要求を拒絶している。この時松田は、第3次中英戦争の可能性を説いている。

第3に松田の侵攻以降、琉球では「冊封進貢体制を前提とした琉球国の存続を固執する日清両属派と冊封進貢体制に見きりをつけて日本の保護下に入ることを主張する日本専属派」とに分裂していった。ただし「日琉関係を断絶して清国に専属することを主張する清国専属派は存在しなかった」（789頁）。第4に、1880年10月21日に妥結した「琉球分割条約」が調印されず廃案になった背景には、琉球人の琉球救国運動があったことが、再確認されている。

最後に、欧米列強の琉球「所属」についての関わりとしては、第1にイギリスは、アヘン戦争の最中から琉球にアプローチを試み、19世紀の40～50年代に宣教師兼医師のベッテルハイムを送り込み、70年代以降のイギリスのメディアでは、琉球問題の論説が登場する。アヘン戦争前後のアーマスト号やサマラン号の琉球寄航によって情報を得たイギリスは、軍事上の戦略的拠点としてアプローチしている。

第2に、フランスは、40年代後半の「琉仏条約締結交渉において、セシーユ提督はイギリス側の琉球植民地化の意図を強調してフランスの保護下に入ることを琉球に勧告したものの、琉球側のねばり強い抵抗に遭って条約締結に失敗し」た（792頁）。50年代に条約交渉に臨んだゲラン提督は、「交渉会場を武装兵で包囲させ、抜刀して調印を迫るなど、強圧な態度で条約締結に成功したものの、本国政府の批准を得たわけではなく、60年代以降フランスの琉球への関心は減退する」しかし、80年代になると「清仏戦争の渦中でフランスが再び琉球列島の戦略的位置に注目した」（792頁）。

第3にアメリカ合衆国は1850年代に日米和親条約の直後に、琉米修好条約を締結し、「日本とともに琉球を東アジアにおける合衆国の通商貿易の拠点として位置づける」（792頁）。しかしペリー来港の前年（52年）、ロバート・バウン号事件で、ペリー艦隊所属のサラトガ号が、苦力捕獲のため琉球の「主権」を

無視して石垣島へ上陸し、縦横無尽に捕獲作戦を展開している事実も無視できない(792～3頁)。また70年代には、元大統領のグラントが東アジアを歴訪し、琉球分割構想を提起し、「琉球問題を日清両国の領土問題として処理(処分)する「陰謀」の仕掛け人」となっている(793頁)。もっとも82年の後半以降になると、上海のアメリカ公使館書記官のホルコムなどは、「日仏同盟の形成を恐れる清国当局」に「琉球を放棄させ、日清同盟関係の構築へ向かわせるための説得工作を全面的に展開している」(同頁)。

最後に本書全体の補論として、『新版 日本外交史辞典』(山川出版社, 1992年)などの「琉球処分」の記述を検討し、金城正篤・安岡昭男らの「通説」を批判している。西里は、「琉球処分」の概念を、〈広義の琉球処分〉と〈狭義の琉球処分〉とに区分する。前者は「アヘン戦争から日清戦争までの東アジア国際秩序再編成期における琉球の〈主権〉＝自己決定権に対する国際的干渉, 介入, 剥奪とその既成事実化のための措置」と定義し、後者は「19世紀の70年代から90年代に至る時期の琉球の併合と分割をめぐる日本と清国の一連の内政・外交施策, 及び日本による併合の既成事実化とその承服を強制する一連の措置」と定義している。いずれにせよ「琉球処分」は、「日琉関係史(日本近代史)に閉じ込め得るテーマではなく、アヘン戦争から日清戦争に至る東アジア国際秩序再編成期中の琉日関係史の重要なテーマ, 重要な国際問題として位置づけ、この半世紀の間に琉球が模索した選択肢との関連において最検討されなければならない」と主張する(798頁)。

若干の感想 西里の研究は内藤湖南以来の京都大学東洋史の伝統(「清代考証学」)を受け継ぎ、それに戦後歴史学の方法を接続した見事な精華である。なによりその日本, 中国, 欧米の膨大な史料と文献との格闘から、見事な沖縄近代史像を描き出し、いくつも日本近代史に大きな問題を提起している。特に最後に提言している〈広義の琉球処分〉と〈狭義の琉球処分〉という問題は重い。

「琉球処分」の歴史を、1872年の廃琉置県から始めるのではなく、アヘン戦争直後の1844年のフランス船の来航, 貿易の要求に対して書かれた五代直左衛門の『琉球秘策』に置いている。薩摩藩が抱えた問題は、東アジアの社会的変

動のなかで、琉球をどう処分すべきかという問題であり、江戸幕府もまた琉球の処置について思案している。私たちは、「琉球処分」を近代的な「民族統一」と見るか、台湾、朝鮮などの植民地「併合」の先駆的な形態と見るかという議論にならされてきた。しかし、「琉球処分」の開始を、五代の提言から見れば、それは「①琉球分離策→②琉球併合策→③琉球分割策→④琉球問題不再議策へと方針転換を繰り返している」という長いパースペクティブでこの問題を捉えることが可能であり、しかも廃琉置県後も、「琉球分割」が度々浮上してくる意味が理解できる。西里は「日本側の方針転換の背景には、国益（安全保障や経済利権）を獲得するための手段として琉球「所属」問題を位置づけるという姿勢が1本の赤い糸のように貫いており、いわゆる民族統一の視点などは存在しなかった」と断言している（781頁）。

ロバート・バウン号事件でも興味深い事実が指摘されている。この事件で琉球は、反乱した漂流民をアメリカ側に渡さず、宗主国である清国に引き渡している。ここで両広総督の徐廣縉は、「アメリカ代理公使パーカーの執拗な干渉を斥けて、苦力18名の内17名に無罪を宣言するとともに、苦力貿易に関わった英米商人側を糾弾」している（236頁）。西川の指摘しているように、徐総督の「民族主義」があったかもしれないが、意外と琉清間の朝貢体制が機能しており、清国側の裁判での合理性が見られる。しかも、この英米艦隊の石垣島襲撃は、ペリー来日の1年前であり、この事件が日米交渉にどのような影響を与えたのかは、興味深い問題である。

意外といえば、李鴻章をはじめとする清国の指導者たちは、廃琉置県や台湾出兵を、「薩摩派の暴走」（309頁）と受け止めていたことである。一部には対日強行論も存在したが、よく戦争にならなかったものである。このような前提には、「征韓論争」における西郷隆盛らの評価があったと思われるが、「征韓論争」や西南戦争を清国側がどのように見ていたか知りたいところである。いづれにせよ日本近代史を学ぶ者が、中国や琉球の歴史を知ることの重要性を、これほど教えてくれた研究は他にはない。

おわりに

沖縄は、北緯27度線付近の伊平屋島を北限に、台湾に隣接する与那国島までの大小60余の島々から成る「島嶼社会」である。日本の府県でも島嶼のみによって構成されているのは、沖縄県だけである。そこに沖縄独特の「離島差別」が形成されている。本稿では、その問題を大きく取り上げている。

また沖縄は、北に朝鮮半島、西に中国があり、南にはパシー海峡を抜けると東南アジアにつながる独自の地理的環境にある。そこで尖閣諸島のような国境問題の最先端であるとともに、かつては「琉球王国」の東南アジア交易の中心地でもあった。歴史的には幕末のペリー艦隊の拠点に使われ、「沖縄戦」で「本土防衛」に使われ、戦後アメリカ軍の「太平洋の要石」として使われるなど、日本史にとっては重要な転換の舞台になっている。

「琉球王国」とは、1429年から1879年の「琉球処分」までの450年間、琉球諸島を中心に存在した王国のことであるが、今日でもこの王国の存在を、どう規定するかは、ひとつの政治的な論争点になっている。これは、2008年10月の国連自由権規約委員会の決議で、「アイヌの人々および琉球・沖縄の人々を先住民族として明確に認め、彼らの文化違算および伝統的生活様式を保護し保存し促進し、彼らの土地の権利を認めるべきだ」としたのに対して、日本政府は「先住民族」と認識している人々はアイヌの人々以外には存在しない」という態度を取り続けている。

日本政府は北海道のアイヌに対しては、人骨や共有財産の全面的な返還を拒否するなどの問題はあるが、1997年、北海道旧土人保護法が廃止され、アイヌ文化法が制定されるなどの一定の改善がはかられている。2020年にはウポポイ（民族共生象徴空間）のなかに国立アイヌ民族博物館を開設している。これに対して沖縄では、辺野古新基地建設の強行に対して翁長健志知事（当時）が、2015年9月のスイスの国連人権理事会で、「沖縄の人々は自己決定権や人権をないがしろにされている」と訴えたが、同年12月、沖縄県豊見城市議会では国連勧告の撤回を求める意見書が採択されている。この意見書は、沖縄県内で1

市1町でしか採択されなかったが、2019年5月には国連勧告の撤回を求める陳情書が全国の市区町村議会に発送され、20年3月までに、先の沖縄の2市1町に加えた、新たに10市、17町、7村で採択されている。

陳情者の日本沖縄政策研究フォーラムの仲村覚理事長は、「日本国全体に「明治12年の沖縄県設置段階まで、琉球国は独立国だった」という誤った認識が浸透している」（「日本民族再興のチャンス『沖縄の歴史戦』」16年4月、フォーラム）と、「琉球王国」をさえ否定してきている（平野次郎「右派が地方議会巻き込み「歴史戦」仕掛ける」『週間金曜日』2020年9月25日号参照）。彼ら右派が琉球王国の独自性を否定したいのは、琉球が「独立国」であれば、日本から離れて中国へ併合されるという恐怖からである。

本稿でも指摘したが、明治政府は、琉球王国の歴史を抹殺するために、琉球王国の評定文書や「冊封詔勅」を押収し、『歴代宝案』までも持ち帰り、その大半を関東大震災で灰燼させてしまったのである。この歴史の抹殺に、先頭を切ったかかっていたのが、西里喜行ら沖縄の歴史家たちである。

もはや琉球王国が存在したことは、まともな歴史研究者の間では否定する人はいないであろう。その琉球王国が、日本や中国に対して琉球人の「自立的性」を要求し、独自の文化や社会を創造してきたことも歴史的事実である。しかし戦前の沖縄では、その琉球人が「日本人化」するためにクシャミまでも真似をするというような同化主義にとらわれていったことも事実である（富山一郎『近代日本社会と「沖縄人」』日本経済評論社、1990年）。浜下武志は、海洋国家琉球の解体によって、近代「日本」の開国は、沖縄の「鎖国」化であった」と語っている（『沖縄入門』ちくま新書、2000年27頁）。

もちろん琉球人の「自由と自治」を求める精神は、宮古島の人頭税廃止運動にも、「沖縄学」のなかにも、現在の辺野古の基地建設に反対して早世した翁長元知事のなかにも流れている。しかし、「皇国臣民」として沖縄戦を戦った沖縄人の「負の遺産」もまた忘れてはならない。そして琉球王国が「離島」支配や聞耳大君からノロまでの神女組織などの差別の体系を基盤にしていたことも忘却してはならない（高良倉吉『琉球の時代』ちくま文庫、2011年、第6章

参照)。

西里は、「離島中の離島」とも言うべき竹富島に生まれ、電気もガスも水道もない少年時代を送り、50年代の「島ぐるみ闘争」(沖縄)、60年安保闘争(京都)を経験し、独自の「沖縄差別」論や冊封進貢貿易論を形成していった。本稿の前半では西里の歴史研究の歩みとその歴史的背景を論じ、後半では西里の研究内容を論じた。なお西里のオーラル・ヒストリーは、天野尚樹や石川亮太らの協力を得て、「沖縄の民衆と差別—西里喜行氏に聞く」1, 2として中部大学発行の『アリーナ』第22・23号(2019・2020年)に掲載した。あわせて一読していただければ幸甚である。